

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人愛知学院利益相反マネジメントポリシーに基づき、学校法人愛知学院（以下「本学院」という。）の職員が企業・団体等（以下「企業等」という。）と連携・協力して産学官連携活動を行う上での利益相反を適正に管理するため必要な事項を定めることにより、本学院の社会貢献の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「職員」とは、本学院理事・監事及び本学院に勤務して、給与を受ける専任者であって、教育職員・事務職員・医療職員・技能職員及び労務職員をいう。
2 この規程において「利益相反マネジメント」とは、本学院の職員が、産学官連携活動を行う上で、その活動や成果に基づき得る個人的利益が職員としての責務又は公共の利益を損なわないよう適正に管理することをいう。

(利益相反マネジメントの対象者)

第 3 条 利益相反マネジメントの対象者は、本学院の職員のうち産学官連携活動を行っている者及び活動を予定している者を対象とする。（以下「対象者」という。）

(利益相反マネジメントの対象事象)

第 4 条 利益相反マネジメントは、対象者が、次に掲げる行為を行う場合を対象とする。
(1) 学外の企業等から、給与、報酬、コンサルタント料、謝金等の経済的な利益を一定額以上受ける場合
(2) 学外の企業等から、奨学寄附金・受託研究費・共同研究費等の研究費、研修費、人員、物品、サービス、施設、設備等の提供を一定額以上受ける場合
(3) 学外の企業等の公開株、非公開株及び新株予約権を所有している場合
(4) 対象者所有の知的財産権を、本学院以外の第三者に譲渡、移転、使用許諾する場合
(5) その他産学官連携活動に関して、学外の企業等から何らかの便宜を提供される場合若しくは提供が想定される場合

第 2 章 利益相反マネジメント委員会

(利益相反マネジメント委員会の設置)

第 5 条 本学院に、利益相反マネジメント委員会（以下「マネジメント委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 6 条 マネジメント委員会は、職員に係る利益相反を適正に管理するため、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 利益相反マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
(2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
(3) 利益相反に係る審査及び回避要請等に関する事項
(4) 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
(5) 利益相反マネジメントに係る教育研修の実施に関する事項
(6) 外部からの利益相反の指摘への対応に関する事項
(7) その他本学院の利益相反マネジメントに関する重要事項

(組織)

第 7 条 マネジメント委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 法人本部長
 - (2) 大学事務局長
 - (3) 歯学部及び薬学部の教員各1名
 - (4) 歯学部及び薬学部以外の教員1名
 - (5) 研究推進・社会連携部長
 - (6) 研究推進・社会連携部の部局長、事務部長又は次長から1名
 - (7) 研究推進・社会連携課長
 - (8) その他マネジメント委員会が必要と認めた者
- 2 委員に欠員が生じた場合、直ちに補充を行わなければならない。

(委員長及び副委員長)

第8条 マネジメント委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、マネジメント委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委嘱)

第9条 マネジメント委員会の委員は、理事長が委嘱する。

(任期)

- 第10条 第7条第1項1号、2号及び4号に規定する委員の任期は在職期間中とする。
- 2 第7条第1項3号及び5号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 前項の委員は、再任することができる。

(開催)

第11条 マネジメント委員会は、必要に応じて開催する。

(会議)

- 第12条 マネジメント委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 3 マネジメント委員会が必要と認めた場合、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。
 - 4 委員が直接対象となる議事について、その委員は出席することができない。

第3章 利益相反アドバイザー

(利益相反アドバイザー)

- 第13条 本学院に、利益相反について職員からの個別相談に応じさせるため、利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。
- 2 アドバイザーは、必要な場合は相談・助言の内容をマネジメント委員会に報告しなければならない。

第4章 利益相反マネジメントの実施方法

(申告)

第14条 対象者は、所定の時期及び第4条に定める対象となる事象の発生前に、利益相反の状況についてマネジメント委員会に申告しなければならない。

(審査、回避要請等)

第15条 マネジメント委員会は、前条の申告に基づき利益相反を審査の上、当該申告を行

- った対象者に対し、承認又は回避要請の別により通知する。
- 2 マネジメント委員会は、前項の規定による通知の前に、利益相反の有無等を確認するため必要と認めた場合には、当該申告を行った対象者に対し、調査を行うことがある。
 - 3 前項に定めるもののほか、マネジメント委員会は、第1項の規定により回避要請の通知を行った対象者について、回避措置の実施状況等を確認するため必要と認めた場合には、当該対象者に対し、調査を行うことがある。
 - 4 対象者は、第1項の規定により回避要請の通知を受けた場合には、原則としてこれに従わなければならない。
 - 5 マネジメント委員会は、第2項又は第3項の調査に係る審議を行う際は、弁護士等の学外有識者1名以上を加えるものとする。

(不服申立て)

- 第16条 前条第1項の規定により回避要請の通知を受けた対象者は、その内容について不服がある場合には、前条第4項の規定にかかわらず、マネジメント委員会に対し、不服申立てを行うことができる。
- 2 マネジメント委員会は、前項の不服申立ての内容を審査の上、その結果を当該職員に対し通知する。
 - 3 当該対象者は、前項の規定によりマネジメント委員会より通知があった場合には、これに従わなければならない。

(報告)

- 第17条 マネジメント委員会の委員長は、マネジメント委員会で決定した審査及び回避要請の結果を理事長に報告しなければならない。

(外部からの指摘への対応)

- 第18条 第14条の規定により申告を行った対象者に関し、外部から利益相反の指摘があったときは、マネジメント委員会の委員長が理事長及び当該対象者の所属長等と対応を協議し、本学院として必要な説明を行う。

(秘密の保持)

- 第19条 本学院における利益相反マネジメントに関する業務に関与する者は、その業務により知り得た一切の情報に係る秘密を他に漏えいし、又は提供してはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

第5章 雑則

(所管)

- 第20条 この規程に関する事務は、研究推進・社会連携部研究推進・社会連携課が行う。

(規程の改廃)

- 第21条 この規程の改廃についてはマネジメント委員会の議を経て、学内理事会が行う。

附則

- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。